

変更、休止、再開、廃止届出の時期

変更の内容	必要書類	添付書類	部数	提出時期
届出者の変更（名称変更含む） ※代表者のみの場合は不要	・設置変更届		2部	変更しようとするとき
管理者の変更（名称変更含む）	・管理規程一部変更届		2部	変更後10日以内（法13条4項）
駐車場の名称変更	・設置変更届 ・管理規程一部変更届（注1）		各2部	変更後10日以内（法13条4項）
駐車場位置の変更 （町名地番変更によるもの）	・設置変更届 ・管理規程一部変更届		各2部	変更後10日以内（法13条4項）
規模、構造、設備の変更	・設置変更届	平面図、 その他必要書類	2部	変更しようとするとき
附帯業務の変更	・設置変更届 ・管理規程一部変更届		各2部	変更後10日以内（法13条4項）
従業員の数の変更	・設置変更届		2部	変更しようとするとき
駐車料金の変更	・管理規程一部変更届		2部	変更後10日以内（法13条4項）
供用時間、供用契約、省令で定められた事項の変更	・管理規程一部変更届		2部	変更後10日以内（法13条4項）
休止する場合	・休止届		2部	休止後10日以内（法14条）
再開する場合	・再開届		2部	再開後10日以内（法14条）
廃止する場合	・廃止届		2部	廃止後10日以内（法14条）

法：駐車場法 省令：駐車場法施行規則

注意1 管理規程に所在地を掲載している場合は管理規程一部変更届も提出して下さい。

注意2 特定路外駐車場に関する届出は、管理規程の変更、休止、再開、廃止届けの必要はありません。

・提出先

世田谷区 土木部 土木計画調整課 占用担当【二子玉川分庁舎 B棟3階】 TEL 03-6432-7960